

「引渡された traditum est」者の一人として——Eric Pool 先生  
(1939-2020) 追悼

宮坂 渉

Eric Henk Pool 先生は、81歳の誕生日にわずか2週間ばかり足りない2020年11月1日、逝去された。コロナ禍により国内外での人的交流が妨げられる中、訃報は日本にも伝えられ、驚きと悲しみをもって受けとめられた。筆者は、2022年8月にチューリヒで開催された第43回法史家会議(43. Rechtshistorikertag)にて、この間に亡くなった数多くの研究者の名が読み上げられる中、Pool先生のお名前を耳にし、先生の不在を寂しく思いつつ、あらためて在りし日の先生に思いを馳せた次第である。直後の9月にブリュッセルで開催された古代法学会(以下、SIHDA)には事情により参加できなかったが、おそらく同様の場が設けられたことと思われる。訃報から間もなく、所属大学(アムステルダム大学、ブリュッセル自由大学)の同僚であるWinkel先生らが<sup>1</sup>、次いでSIHDA等の学会でも関わりの深かったリエージュ大学のGerkens先生が追悼文を発表し<sup>2</sup>、その後近時のご研究に亘る詳細な書誌情報が追加された版がWinkel先生によって付け加えられた<sup>3</sup>。以下で紹介するPool

---

<sup>1</sup> Laurens Winkel en Frederik Dhondt, In memoriam, Ter nagedachtenis aan Eric Pool (1939–2020), Rechtshistorische Courant December 2020 (インターネット上で公開 p.3-4)。序文(Woord vooraf)にも編集長(De hoofdredacteur) Dirk Heirbaut先生による追悼の辞がある。

<sup>2</sup> Jean-François Gerkens, In Memoriam Eric Pool (1939–2020), Právněhistorické studie 51/1 (2021) 141–142.

<sup>3</sup> Laurens Winkel, In memoriam Eric Pool, 1939-2020, Tijdschrift voor Rechtsgeschiedenis 89 (2021) 635-638.

先生の生い立ちとご経歴は基本的にこれらに拠っている。

Pool先生は1939年、スリナム（当時はオランダ領ギアナ、1975年に独立）の首都パラマリボで、ともに教員であるご両親の間に生まれた。1950年にアムステルダムに移り住み、2年後にギュムナジウムに進学、1959年<sup>4</sup>にはアムステルダム大学で、Kamerbeek教授（ギリシア語）とLeeman教授（ラテン語）の下、古典語を専攻した。と同時に、ローマ法とパピルス学の授業も履修し、1967年に古典文学を優等で修了した後、同大学法学部でラテン語の講師に採用された。当時はまだ、法学部に入学できるのは原則として（古典語を含む）ギュムナジウムの最終試験に合格した学生だけであったが、そうでない学生のためにラテン語の予備試験が用意されており、先生はその準備のための初級コースを担当した。それから数年後、ローマ法史のHans Ankum教授の研究スタッフに採用され、Ankum教授が海外で講義や講演をこなす間に、主に1年生向けのローマ法とローマ法史の授業を代講した。こうしたご経験からか、この時期に準備されたと思われる2つのエッセイのうち、1つはアイスキュロスの『アガメムノン』の劇中において妻クリュタイムネストラがどの時点で舞台上に登場したのかという問題について<sup>5</sup>、もう1つは

---

<sup>4</sup> 2023年2月8-9日にアムステルダムを訪れ、Pool先生の奥様Frouwkeさんにお目にかかる機会をいただいた。その際、ギュムナジウムの修了が1958年であり、アムステルダム大学入学も1958年のことではないか、とのお話を伺った。奥様にはSIHDAでも今回の滞在中にも、とても親切にいただいた。ここで御礼を申し述べたい。

<sup>5</sup> Clytemnestra's first entrance in Aeschylus' Agamemnon, Analysis of a controversy, Mnemosyne, 36 (1983), 71-116.

videre/videri の意味についてであった<sup>6</sup>。

1980年代に Ankum 教授により主宰された、ローマ法における所有権の形式に関する少人数授業 *privatissimum* を基に、Pool 先生はローマ法に関する最初の本格的論文を公表した<sup>7</sup>。次いで、Ankum 教授らと共に、サヴィニー雑誌ローマ法部門に *in bonis alicuius esse/in bonis habere* という表現に関する（350 ページを超える）長大な論文を3度に分けて発表した<sup>8</sup>。そして1995年、Ankum 教授の指導の下、ローマ法源におけるカウサ概念に関する研究により、アムステルダム大学で博士号を取得した<sup>9</sup>。これらの研究は、後述する Pool 先生のおそれのご業績の基礎となっている。

1998年にはブリュッセル自由大学の教授に就任したが、引き続きアムステルダム大学でも講義を担当し続けた。2004年に両大学を定年退職し、名誉教授となった。これを記念し、世界中の同僚からの寄稿を受けた「*ex iusta causa traditum*」と名付けられた記念論

---

<sup>6</sup> De minutulis curat philologus: Was bedeutet videndum/videmus ne?, Zeitschrift der Savigny Stiftung für Rechtsgeschichte, Romanistische Abteilung (以下、ZRG RA), 100 (1983), 454-457.

<sup>7</sup> Lateinische Syntax und juristische Begriffsbildung, in bonis 'alicuius' esse und bonitarisches Eigentum im klassischen römischen Recht, ZRG RA, 102 (1985), 470-481.

<sup>8</sup> Hans Ankum, Marjolijn van Gessel-de Roo and Eric Pool, Die verschiedenen Bedeutungen des Ausdrucks *In bonis alicuius esse / in bonis habere*, ZRG RA, 104 (1987), 238-436; ii: ZRG RA, 105 (1988), 334-435; iii: ZRG RA, 107 (1990), 155-215. その結論部分を要約したのものとして、津野義堂「法務官法上の所有権」のオントロジー」比較法雑誌 42 卷 4 号 (2009 年) 1-35 頁がある。津野先生には Pool 先生をご紹介いただき、その後も Pool 先生の研究内容についてご教示をいただいていた。この場を借りて御礼申し上げます。

<sup>9</sup> Een kwestie van titels: 'Causa' van bezit, verjaring en eigendom naar klassiek Romeins recht, Amsterdam 1995.

集が作成され、2005年のフォーラムでのSIHDAで贈呈された<sup>10</sup>。その後も、Pool先生はSIHDAや(ドイツ)法史家会議へのご出席とそこでのご報告を続けられ、研究交流に熱心に取り組まれた。先生の学問に対する真剣さとそのお人柄の良さは多くの同僚を惹きつけずにはいられなかった、と筆者は信じる。

西村重雄先生、津野義堂先生をはじめ、筆者を含めた多くの日本人ローマ法研究者も、Pool先生との交流の機会に多く恵まれた。2003年1月には来日され、九州大学および京都において、後述する占有論と使用取得要件論についてご講演された。その成果は西村先生のご尽力で邦訳されているが<sup>11</sup>、今あらためて読み返しても、亡くなる直前まで続けられたPool先生のご研究の骨子は、すでにこの時点で固まっていたことが推察される。

その占有論と使用取得要件論については、詳細は拙稿<sup>12</sup>をご参

---

<sup>10</sup> Rena van den Bergh e.a. [eds], *Ex iusta causa traditum*, Essays in honour of Eric H. Pool, *Fundamina*, Editio specialis, Pretoria, 2005.

<sup>11</sup> エリック・ポール、西村重雄訳「講演 時効取得要件における「原因」の意義—古典期ローマ法研究—」法政研究 70 卷 3 号 (2003 年) 103-150 頁。これと概ね共通する内容はドイツ語でも公表された、*Zur Bedeutung und Stellung der ‚causa‘ im System klassischer Ersitzungsvoraussetzungen*. In: Janusz Sondel; Jarosław Reszczyński; P. Ścislicki (Hrsgg.): *Ius Romanum et orbis iurisprudentiae universalis. Studia in honorem Wiesłai Litewski*. Krakow : Jagiellonian University press, 2003, 37-60.

<sup>12</sup> Wataru Miyasaka, *D. 23,3,67 Proculus 7 epistulae: Ein angemessener Lehrstoff in Bezug auf die Uebertragung des Eigentums im roemischen Recht* in: Ulrich Manthe, Shigeo Nishimura, Mariko Igimi (Hrsgg.) *Aus der Werkstatt roemischer Juristen: Vortraege der Europaeisch-Ostasiatischen Tagung 2013 in Fukuoka*, Duncker & Humblot, 2016, 253-275 および宮坂渉「*usucapio pro suo* のオントロジー」津野義堂編著『オントロジー法学』(日本比較法研究所研究叢書 113) 中央大学出

照いただきたいが、一言で言えば、占有の取得原因 *causa adquirendi* と、*pro*〜で表される占有権原 (*titulus* と呼ばれる) とは区別されなければならないこと、したがって、両者を混同する中世以来の使用取得の 5 要件 (使用取得可能物 *res habilis*、取得原因 *titulus*、善意 (*bona*) *fides*、自主占有 *possessio*、期間経過 *tempus*) は誤りであり、本来は、*rechtmäßig* な自主占有、使用取得可能物、期間経過の 3 つが上位階層の要件であり、*rechtmäßig* な自主占有の低位要件として (正当) 取得原因 (*iusta*) *causa* および善意 *bona fides* を備え、瑕疵のない *sine vitio* 占有があること、を提唱している。これらには現代のローマ法学に対する痛烈な批判も含まれており、学界に大きなインパクトを与えた。その後も Pool 先生は占有論と使用取得要件論に含まれる個別の論点について精力的に論稿を公表し、これを批判する研究者らとの間で時に激しい論戦が展開されてきた<sup>13</sup>。

---

版部、2017 年、63-168。また、これらをも踏まえた研究成果として、清水悠『「買主としての使用取得」の研究—*usucapio pro emptore*—』早稲田大学学位 (博士 (法学)) 申請論文 (学位授与番号 32691 甲第 6068 号)、<http://hdl.handle.net/2065/00073805> にて公開 (その紹介として、宮坂渉「<書評>清水悠「買主としての使用取得」の研究—*usucapio pro emptore*—」本誌 3 号 (2022) 116-143)、がある。

<sup>13</sup> Die *iusta causa* die der Besitzer nennen und dartun muss: Erwerbsgrund (*empti*) oder Besitztitel (*pro emptore*)?, in: Libellus ad Thomasium, Essays in Roman law, Roman-Dutch law and legal history in honour of Philip Thomas, *Fundamina* 16 (1), Pretoria 2010, 314-334; D. 41,2,3,21: Titulierte Besitzarten, Erwerbsgründe und das *unum genus possidendi*, in: *Tijdschrift voor Rechtsgeschiedenis*, 81 (2013), 1-33 (opgedragen aan Christoph Krampe). これらに対する批判的論文として、A. J. B. Sirks, *Causae Adquirendi Eius Quod Nostrum non Sit* (D. 41, 2, 3, 21): 'rechtmaäßiger Eigenbesitz'?, *Tijdschrift voor Rechtsgeschiedenis*, 82 (2014) 209 がある。また、Die

その研究活動はご逝去の直前まで続けられたが<sup>14</sup>、パレルモ大学法学部年鑑の連載がついに完結しなかったことは、先生も心残りであったことと拝察する。遺稿となった2021年のサヴィニー雑誌ローマ法部門掲載の論文<sup>15</sup>には、同僚の Winkel 先生がこれを引き継ぎ、完結編が掲載される予定と記されている<sup>16</sup>。筆者としては、先生のご学恩に報いるべく、そのご研究を「引渡された *traditum est*」者の末席に連なる一人として、浅学非才の身を省みず、それらの検討を進める予定である。

最後に個人的な思い出を付け加えることをお許しいただきたいが、筆者が Pool 先生に初めてお会いしたのは2006年、コモティーニでの SIHDA であったと記憶している。とても背が高く、眼光鋭かったものの、決して怖い印象はなく、*iusta causa traditionis* につ

---

Erbschaftersitzung in Gai. 2,54 und Theo Mayer-Malys Thesen zum Ursprung der *usucapio*, ZRG RA 129 (2012) 113–160. これに対しては直ちに Johannes Platschek, *Nochmals zur Erbschaftersitzung in Gai. 2,54*, in: ZRG RA 130 (2013) 405–412 が反論し、再反論として *Noch einmal zu possessio bei Gaius 2,54 und 61*, ZRG RA 131 (2014) 370–392 が、再々反論として Johannes Platschek, *Duplik zu Pool, Noch einmal zu possessio in Gaius 2,54 und 61*, ZRG RA 131 (2014) 392–394 が交わされた。

<sup>14</sup> *Significati diversi di causa in tema di possessio e di usucapio, Interpretazioni di qualche testo chiave, Parte I*, in: *Annali del Seminario Giuridico dell'Università di Palermo (AUPA)*, 59 (2016), 61–84; *Parte II*, in: *AUPA* 60 (2017), 95–116.

<sup>15</sup> *Causa und Titulus – Die Qualifikation der Besitzlagen und ein terminologischer Wandel in Ulp. D. 5,3,13,1*, in: ZRG RA 138 (2021), 83–179. 冒頭には、当該論文を西村重雄先生に捧げたい旨が記載されている。

<sup>16</sup> *Significati diversi di causa in tema di possessio e di usucapio, Interpretazione di qualche tesio chiave, Parte III*, in: *AUPA* 66 (2022), in print.

いて研究していますと拙いドイツ語で自己紹介した筆者に温かく接して下さった。その後の数年間、個人的事情で国際学会には参加できなかったが、2011年にリエージュでのSIHDAで再会した際には、研究テーマが共通することもあり、覚えていて下さったのが嬉しかった。筆者が初めて報告した2014年のナポリでのSIHDAでも報告を聞いていただき、早くドイツ語ないし英語で報告内容を論文として公表した方がよい、と勧めて下さった。それもあって、初めて外国語（ドイツ語）で執筆した論文の抜刷<sup>17</sup>をお渡しした際にとっても喜んで下さったことは今でも忘れられない。SIHDAでは妻ともども、度々会食に同席する機会に恵まれたが、ご自身のことというよりは、他の先生方のお人柄や開催地の文化のこと、その時々々の時事問題についてのお考え等をお伺いすることが多かった。それゆえ、とても素敵な奥様との間にお子様方がおられることは聞いていたが、お孫さんたちのことまでは存じ上げなかった。そのことも記した追悼文を拝読した際には、ご家族に囲まれる先生のいつもの笑顔が思い浮かぶと共に、残されたご家族の皆様のことを想わずにはいられなかった。今はPool先生が向こうでAnkum教授をはじめとする先生方と法文解釈について議論を続けておられることを切に願うばかりである。

フィレンツェにて

---

<sup>17</sup> 本稿註12を参照。2013年に福岡工業大学での国際研究会を企画実施され、外国語での報告と論文執筆の機会を与えて下さった西村重雄先生にはこの場を借りて厚く御礼を申し上げたい。